

平成26年度11月補正予算案について

1 概要

11月補正予算は、国の交付金の内示に伴い補正を要するもの等について措置し、総額**28億円**を計上することとした。

(1) 補正項目

- 医療介護総合確保促進基金の積立 1,397百万円
 - ・ 国の交付金の内示を受け、医療・介護サービスの総合的な確保のための財源を県の基金に積み立て

- 医療・介護サービスの提供体制の整備（国基金事業） 1,397百万円
 - ・ 上記基金を活用し医療従事者の確保や在宅医療の普及拡大、医療連携の推進等に向けた施設・設備整備費助成等を実施

- 石央農用地等保有対策事業資金貸付金の償還免除に伴う財源の補正
 - ・ 公益財団法人しまね農業振興公社が所有する、石央第一区域畜産基地の跡地が浜田市に売却されることを受け、同基地の造成等のため県が公社に貸し付けた貸付金（508百万円）のうち、売却代金を除く部分（467百万円）について償還免除することに伴い、貸付金元利収入を減額し、同額を一般財源で措置

(2) 繰越明許費の設定

- 公共事業などに係る平成26年度から平成27年度への繰越限度額の設定 14,089百万円

(3) 債務負担行為の設定

○ 公の施設の指定管理料などに係る債務負担行為の設定

(追加分)	20,083百万円
・ 公の施設の指定管理料	17,422百万円
・ 道路、空港の維持管理業務	2,621百万円
(変更分)	100百万円
・ 社会資本整備総合交付金事業	100百万円

※ 債務負担行為とは、地方公共団体が翌年度以降に債務を負担することについて、その原因となる事項、期間及び限度額を予算の内容として定めておくもの

2 平成26年度一般会計歳入歳出予算

9月補正後予算額	①	5,312億円
11月補正予算額	②	28億円
11月補正後予算額	①+②	5,340億円

* 対前年度同期比 94.3%
【参考】平成25年度11月補正後予算額 5,664億円

3 財源

(1) 国交付金	9億円
(2) 特定目的基金の取崩し	14億円
(3) 繰越金	9億円
(4) 貸付金元利収入	▲4億円
合 計	28億円